

6 実習を担当する教科の免許状を取得する方法

(1) 実習助手又は助教諭の経験年数による取得方法

基礎資格及び所要資格		高	附則9項
授与を受けようとする免許状 教科	基礎資格 (基礎資格が2以上の場合、いずれかを選択する。)	基礎資格取得後の所要資格	
		経験年数 注1	最低修得単位数 注2
高等学校教諭 1種免許状 看護実習 家庭実習 情報実習 農業実習 工業実習 商業実習 水産実習 福祉実習 商船実習	イ 大学で、受けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を専攻し短期大学士の学位を有すること。 * 文部科学大臣がこれと同等以上と認める次の資格を含む。 ① 大学に2年以上在学し、当該実習に係る実業に関する学科を専攻し62単位以上を修得すること。 ② 旧令による修業年限3年以上の専門学校(旧制の学校)で、当該実習に係る実業に関する学科を専攻して卒業すること。	年 3	単位 10
	ロ 高等専門学校で、受けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第121条に定める準学士の称号を有すること。	3	10
	ハ 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)で、受けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること。 * 文部科学大臣がこれと同等以上と認める次の資格を含む。 ① 旧令による国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限5年の実業学校(旧制の学校)で、当該教科の実習に係る実業に関する学科を専攻して卒業すること。 ② 旧令による国民学校高等科修了程度を入学資格とする修業年限3年の実業学校(旧制の学校)で、当該教科の実習に係る実業に関する学科を専攻して卒業すること。	6	10
	ニ 9年以上、受けようとする教科の実習に関する実地の経験を有すること。 * もっぱら当該教科の実習に相当する業務に従事した年数とし、専門的知識、技能を必要とするような経験であること。 * 小学校から最終学校までの修業年数が9年に不足する場合は「9年以上」は「当該不足年数に2を乗じた年数を9年に加えた年数以上」と読替える。	3	10
注1 経験年数は、基礎資格取得後に、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、受けようとする教科の実習を担当する実習助手又は助教諭として勤務した期間。			
注2 最低修得単位数は、基礎資格の取得後に高別表5-2により大学等で修得する。(基礎資格取得前の単位は使用できない。)			

(2) 実習を担当する教科の免許状を取得する方法

基礎資格及び所要資格		高	別表5
授与を受けようとする免許状 教科	基礎資格	基礎資格取得後の所要資格	注1 イの基礎資格の「実地の経験」には、当該教科の教員の経験を含む。 注2 経験年数には、少年院又は文部科学大臣の指定する在外教育施設の高等学校に相当する課程で、当該実習の教育に従事した職の期間を含めることができる。 注3 経験年数には、外国の教育施設又はこれに準ずるもの(国際協力事業団法に基づき派遣された場合に限る。)を含めることができる。 注4 昭和29年改正法附則第8項の該当者(高卒者等)は「3年以上」を「6年以上」と読替える。 注5 最低修得単位数は、基礎資格取得後に、高別表5-2により修得する。 注6 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。
		最低修得単位数 注5	
高等学校教諭 1種免許状 看護実習 家庭実習 情報実習 農業実習 工業実習 商業実習 水産実習 福祉実習 商船実習	イ 大学で、受けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を専攻して学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験が有り、技術優秀と認められること。注1	単位不要	
	ロ 受けようとする教科の実習についての、高等学校助教諭の臨時免許状を取得した後、3年以上高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、当該教科の実習を担当する教員として良好な成績で勤務した経験を有すること。注2注3注4	10単位 注5	
高等学校教諭 専修免許状 1種免許状 に同じ	受けようとする教科の1種免許状取得後、3年以上高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、当該教科の実習を担当する教員として良好な成績で勤務した経験を有すること。注2注3	大学が独自に設定する科目 15単位 注6	

○ 教科に関する専門的事項に関する科目及び各教科の指導法に関する科目
又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（最低修得単位数）

高 別表5-2

[看護実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習	それぞれ1単位以上計5単位
	小 計	5
各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む) (看護) 教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む) ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	この中から2単位
	小 計	5
	合 計	10

[家庭実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学(製図を含む。) 保育学(実習及び家庭看護を含む。) 家庭電気・家庭機械・情報処理	1又は0単位 1又は0単位 1又は0単位 1又は0単位 1又は0単位 1又は0単位
	小 計	5
各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む) (家庭) 教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む) ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	この中から2単位
	小 計	5
	合 計	10

[情報実習]

	法定科目名等	最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理(実習を含む。) 情報システム(実習を含む。) 情報通信ネットワーク(実習を含む。) マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。) 情報と職業	1又は0単位 1又は0単位 1又は0単位 1又は0単位 1又は0単位 1又は0単位
	小 計	5
各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む) (情報) 教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む) ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	この中から2単位
	小 計	5
	合 計	10

〔農業実習〕

法定科目名等		最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	農業の関係科目 職業指導（農業の教科に関する科目）	それぞれ1単位以上計5単位
	小計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育論の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）（農業）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	この中から2単位
	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
小計	5	
合計	計	10

〔工業実習〕

法定科目名等		最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	工業の関係科目 職業指導（工業の教科に関する科目）	それぞれ1単位以上計5単位
	小計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育論の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）（工業）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	この中から2単位
	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
小計	5	
合計	計	10

〔商業実習〕

法定科目名等		最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	商業の関係科目 職業指導（商業の教科に関する科目）	それぞれ1単位以上計5単位
	小計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育論の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）（商業）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	この中から2単位
	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
小計	5	
合計	計	10

〔水産実習〕

法定科目名等		最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	水産の関係科目 職業指導（水産の教科に関する科目）	それぞれ1単位以上計5単位
	小計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育論の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）（水産）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	この中から2単位
	小計	5
合計		10

〔福祉実習〕

法定科目名等		最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	社会福祉学（職業指導を含む。）	1又は0単位
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	1又は0単位
	社会福祉援助技術	1又は0単位
	介護理論・介護技術	1又は0単位
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	1又は0単位
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	1又は0単位
	加齢に関する理解・障害に関する理解	1又は0単位
	小計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育論の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）（福祉）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	この中から2単位
	小計	5
合計		10

〔商船実習〕

法定科目名等		最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	商船の関係科目 職業指導（商船の教科に関する科目）	それぞれ1単位以上計5単位
	小計	5
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育論の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）（商船）	1単位
	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	この中から2単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	この中から2単位
	小計	5
合計		10

〔共通事項〕

- * 教科に関する専門的事項に関する科目の「職業指導」の単位を修得する場合は、該当する教科の職業指導の単位を修得する。
- * 「1又は0単位」と記載のある教科の場合は、各法定科目から5科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
- * 各教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」の単位を修得する場合は、該当する教科の指導法の単位を修得する。
- * 上記単位は、該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。